

平成 31 年 2 月 1 日

岡崎信用金庫

当金庫の営業地区内へお引越しを予定されているお客さまへ ～住宅ローン等のご融資のお取扱い開始について～

平成 30 年 8 月に法令が改正され、当金庫の営業地区内へのお引越しを予定されているお客さまが当金庫の会員になることが可能になりました。

本改正を受けて、平成 30 年 11 月開催の臨時総代会において定款の一部変更の決議を行いました。これにより平成 31 年 2 月 1 日より当金庫の営業地区内へお引越しを予定されているお客さまへの住宅ローン等のご融資のお取り扱いができるようになりましたので、お知らせいたします。

今後、住宅ローン等のご融資のご相談等がございましたら、下記照会先、ローンプラザまたは本支店にお気軽にお問合わせください。

記

1. 今回の改正等により住宅ローン等のお取り扱いが可能となるお客さま

原則、以下の要件に該当される個人の方

当金庫の営業地区外から営業地区内にお引越しをするため、次のような契約を締結した方

- ・不動産会社等と宅地又は住宅の売買契約
- ・住宅メーカー等と住宅の建設・リフォーム等の工事請負契約

※詳細につきましては、下記照会先、ローンプラザまたは本支店にお問合わせください。

2. 当金庫の営業地区

愛知県全域および静岡県湖西市

以 上

<本件に対するお問い合わせ先>

岡崎信用金庫 営業店支援第三部

フリーダイヤル 0120-007-678 受付時間 午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分
(土日、祝日、12月31日～1月3日を除く)

ローンプラザまたは本支店の所在地は QR コードより検索できます >>>

